

令和4年度第2回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 都市整備部

建築住宅課、市営住宅管理センター、環境衛生課

(2) 消防本部

総務課、警備課、予防課

(3) 教育部

中央公民館、浜手地区公民館、山手地区公民館、図書館

3 監査の実施時期

令和4年12月6日～令和5年2月22日

4 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市整備部

① 建築住宅課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ. 官民連携事業委託契約の木造住宅解体撤去業務の支出負担行為に係る起案書において、決裁権者の決裁がなされていない。

② 市営住宅管理センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 環境衛生課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

(2) 消防本部

① 総務課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 警備課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 予防課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(3) 教育部

① 中央公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 施設の使用許可について、公民館条例施行規則第6条で、使用の許可を受けようとする者は、その使用期日前3か月以内に申請書を提出することとなっているが、3か月よりも前に申請書を受理しているものがある。

イ. 貝塚市立公民館条例別表第2に定める使用料が適用される団体が公民館の附属設備を使用する場合、附属設備の使用料を免除しているが、免除申請書が提出されていない。

② 浜手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 施設の使用許可について、公民館条例施行規則第6条で、使用の許可を受けようとする者は、その使用期日前3か月以内に申請書を提出することとなっているが、3か月よりも前に申請書を受理しているものがある。

イ. 貝塚市立公民館条例別表第2に定める使用料が適用される団体が公民館の附属設備を使用する場合、附属設備の使用料を免除しているが、免除申請書が提出されていない。

③ 山手地区公民館

所管する事務事業全般について実施。

ア. ホール以外の施設の使用許可について、公民館条例施行規則第6条で、使用の許可を受けようとする者は、その使用期日前3か月以内に申請書を提出することとなっているが、3か月よりも前に申請書を受理しているものがある。

イ. 貝塚市立公民館条例別表第2に定める使用料が適用される団体が公民館の附属設備を使用する場合、附属設備の使用料を免除しているが、免除申請書が提出されていない。

④ 図書館

所管する事務事業全般について実施。

ア．契約書に、契約の相手方が暴力団員等と認められる場合は解除するという旨の規定が無いものがあった。

イ．貝塚市民図書館条例第4条第1項で、会議室を使用しようとする者は、貝塚市教育委員会の許可を受けることとなっているが、使用許可書の許可者名が教育委員会ではなく館長となっている。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．市営住宅の維持に関し、今後の予想される支出について問い合わせたところ、資料を持っていないとのことであった。必要とされるコスト計算なしでの政策立案では、かなり大雑把な前提の下での立案と思わざるを得ない。

例えば、住民から求められる福祉政策であっても、コストとその成果を絶えず比較して実施してゆくべきことは、第一に意識すべきものである。市の収入の増加率より、支出すべき事項の増加率をはるかに上回っていく現状では、より一層コストと成果の比較が重要となる。全職員が、コスト評価について意識を持つように取り組みきたい。

イ．令和3年度は新型コロナウイルス感染症による開館時間の短縮等もあり、各公民館の使用許可について申請に関する不備が見受けられた。前回の指摘により公民館三館による会議で事務処理方法の調整は行われていたものの、取り決めた内容が十分に徹底されていなかった。今後は、各館で適正な事務の執行に努められたい。